

未来投資会議（第23回）後の  
茂木経済再生担当大臣記者会見要旨

- 日 時 : 平成31年2月13日（水）18:40～18:53
- 場 所 : 中央合同庁舎8号館1階S101・103 会見室

1. 冒頭発言

それでは、未来投資会議概要についてご報告いたします。

今日は「デジタル市場のルール整備」と「フィンテック・金融分野」、この2つのテーマについて議論いたしました。関係で、杉本公正取引委員会委員長にもご参加いただきました。

まず、「デジタル市場のルール整備」についてであります。世界で流通するデータの量は、近年、急増しております。デジタル・プラットフォームは非常に便利であり、有益である。ただ一方で、デジタル・プラットフォーマーが優越的な立場を持つことについては、課題もある。デジタル・プラットフォーム企業は、中小企業、中小・小規模事業者、ベンチャーや個人の利用者にとって、幅広いマーケットへのアクセスの可能性を飛躍的に高めるといったメリットがある一方で、利用者にとって、個別交渉が巨大なプラットフォーマーとの間で困難となる、そして規約が一方的に変更される、また利用料が高い、といった声も聞かれるところであります。

こういった議論を踏まえて総理からは、

第一に、取引慣行の透明性や公正性確保のため、法制又はガイドラインの整備を図る必要がある。

第二に、デジタル市場においては、データの独占による競争阻害が生じるおそれがあり、これについても同様の対応が求められる。

三番目に、デジタル市場の競争政策の調整等を行うためには、高い専門的知見が求められる。スピーディな対応が可能となるよう、縦割り省庁的発想を脱した、新しい体制の整備を進めたい。

こういった総理からの発言があったところであります。

次に、「フィンテック・金融分野」についてであります。現在の銀行であったり、決済サービス提供者といった業態別の法体系が、新規参入者などによるサービス提供の障害となっている。

総理からは、決済をはじめとする分野で、早期に規制体系を再編成する法案の提出を検討したいというご発言がありました。

これらの諸点につきましては、今年の夏にとりまとめる成長戦略の実行計画において、

方針を決定したいので、私や麻生金融担当大臣などの関係者において、具体的な検討を進めてほしい、とのご指示がありました。

私の方からは以上です。

## 2. 質疑応答

(問) デジタル市場のルールをめぐっては、欧州が先行しているという印象があります。先進国だけを見てもやや温度差があると思うんですけれども、国際的に協調しながら整備を進めていく必要があると思います。大臣としては、日本としてどのような役割を担っていきたいと思っていられるか、現時点でのお考えがあれば教えてください。

(答) 国内においてデジタル市場のルール整備をどうするかということと、国際協調であったりこういう国際的なルールをどうするか、こういう2つの側面があるわけですが、後者について申し上げますと、ダボス会議では、総理から、Data Free Flow with Trust というコンセプトを世界に発信したところであります。ダボス会議におきましても、非常に高い評価・関心を集めたところであります。今年日本が議長国を務めますG20におきましては、信頼性が確保された自由なデータ流通の重要性について合意をするということを目指して、これによってWTOでの早期交渉開始を後押ししていきたいと考えております。

(問) デジタル・プラットフォーマー、欧州のほうで議論が進んでいるということで、米国企業が今まで着目されていたと思うんですけれども、資料では中国にも、アリババとバイドゥが加わっていますが、その経緯とテンセントなども検討されるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

(答) 特定の企業をターゲットにどうするというものでは、もちろんありません。一般的に大きなデジタル・プラットフォーマーということでは、米国のGAFA、それから中国のBAT、これは出てくるわけでありまして、先ほど申し上げたように、デジタル・プラットフォームは様々な形で中小事業者、それから個人にとっても利便性をもたらす。しかしその一方で、デジタル・プラットフォーマーは、そういった情報を独占することによって、優位な立場に立ってしまう。これについては問題も指摘されているわけでありまして、新しい、まさにデータの流通量が圧倒的に高まり、そしてデータそのものが価値を生み出す、こういう時代に合った形のルール整備はどうあるべきなのか。法体系はどうあるべきなのか。それはおそらく縦割りの省庁的な発想であったり、既存の公取のノウハウだけではできない部分がありますので、そうしたことについてしっかりした体制を作っていきたいところです。

(問) もう1点だけ、データのフリーフローのところなのですが、国際的なデータのフリ

ーフローを目指すのは、IoT とかリアルデータ、IoT から吸収されるリアルデータなの  
でしょうか。それとも、プライバシーなど個人情報なのでしょうか。

(答) 先ほど申し上げたように、まずデジタルデータの市場に関するいろんなルールと言  
いまして、ヨーロッパはヨーロッパで既にルールを定めて、実際に規制の発動等々  
であったりとか、課徴金を取ったり、こういったこともやっているわけでありませ  
う。そういった日本におけるルールの整備、国内におけるルールの整備というのはある  
のと、この問題について国際協調でこういったことをやっていくか。先ほど言った、信  
頼が確保された自由なデータの流通について、どう WTO 等でルールを定めていくか、  
まさにこれから議論をしていくということでもあります。その意味におきましては、お  
そらく質問の意味は完全に理解できていないかもしれないですけど、リアルデータ  
ではない方についての議論になってくると思います。

(問) データは個人情報紐づくもの、例えば検索データ、閲覧データ、購買データなど  
と、製造業の IoT から吸収されるリアルデータとあると思うのですが、データの  
フリーフローを目指すのは、個人情報を含むデータのほうなのでしょうか。それと  
も、個人情報を含まない製造データとかなのでしょうか。

(答) 3つに分けて言っていていいですか。1つ、例えば我々が色々な買い物をしたりとか、  
そういったものがデータとして残る、Aさんと特定されるデータ、これは個人情報に  
なる。それから、それが完全に匿名化された形で、例えば医療のビッグデータを作っ  
ているようなデータ。それから、ある工場での様々な作業についてリアルなものをデ  
ータとつなげていく。こういう世界で言いますと、基本的に議論が必要となっている  
のは1番目です。

(問) 大臣、先ほど言っていた内容で恐縮ですが、金融規制の件で、総理の  
指示の文言をもう一度教えていただけないでしょうか。

(答) 総理からは、決済をはじめとする分野で、早期に規制体系を再編成する法案の提出  
を検討したいというご発言がありました。

(問) 関連で、資料にもありますが、現状では資金移動業者に対して、上限 100 万円に限  
られている規制があり、現場から規制を緩和してほしいという声が上がっているん  
ですけれども、そうした規制を少し緩やかにしていくのがこれからの議論になるの  
でしょうか。そうした規制を緩和していく流れと捉えてよろしいでしょうか。

(答) 先ほど来申し上げているのは、コンセプトとして、今までの業種別に切っている法  
体系から、アクション・オリエンテッド、つまりやっている機能、業務に着目した法  
体系に変えていくということです。